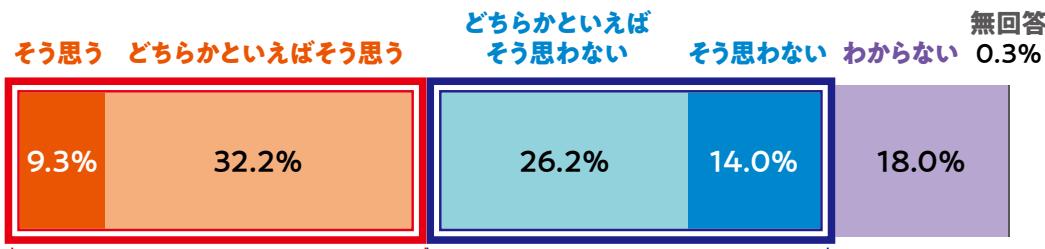




## 差別のない社会を実現するために



今日の沖縄県は、人権が尊重されている社会だと思いますか。



**40.2%**

出典：沖縄県差別のない社会づくりに関するアンケート調査



**人権とは、全ての人が幸せに生きるためにの権利のこと。**

誰もがみんな生まれたときから命を大切に、自由に、幸せに生きる権利を持っています。

### 沖縄県差別のない社会づくり条例

沖縄県では、不当な差別を解消するために長年取り組んできましたが、依然として公共の場所やインターネット上では特定の個人又は不特定多数に向けて、人種、国籍、出身等の本人の意思では変えることが難しい属性を理由とする不当な差別的言動や、性的指向や性自認の多様性に対する理解が十分ではないことに起因する偏見や不当な差別等が行われています。県は、こうした状況の解消に向けた取組をさらに力強く社会全体で推進していくため、令和5年にこの条例を制定しました。

#### ● 目的

社会全体で不当な差別の解消を推進し、不当な差別のない社会の形成を図ります。

#### ● 基本理念

何人も人種、国籍、信条、性別、性的指向、性自認、社会的身分、出身その他の事由を理由とする不当な差別をしてはならないという認識の下に、県、市町村、県民及び事業者が相互に連携協力し、社会全体として不当な差別のない社会の形成を推進します。

#### ● 県・県民・事業者の責務

県の責務	県民の責務	事業者の責務
不当な差別のない社会の形成に関する施策を実施すること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>人権を尊重することの重要性について関心と理解を深めること。</li> <li>県が実施する施策に協力すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業活動を行うに当たり、不当な差別を解消するための取組を推進すること。</li> <li>県が実施する施策に協力すること。</li> </ul>

### 県の取組

#### I 人権尊重の理念を普及し、県民の理解を深めるための周知啓発



#### II 不当な差別に関する電話相談窓口の設置

##### ● 沖縄県人権相談窓口

電話番号：098-863-9281

対応日時：毎週 月・水・金（祝祭日除く）

10:00～12:00 / 13:00～15:00

mail : jinken-soudan@pref.okinawa.lg.jp

##### ● LGBTQにじいろ相談

電話番号：098-880-8434

対応日時：毎週 土曜日 10:00～17:00



県ホームページ



条例特設サイト  
ホームページ  
(外部リンク)



アンケート調査  
ホームページ

**毎年12月4日から10日は「人権週間」です**

問い合わせ

女性力・ダイバーシティ推進課 電話：098-866-2500



**学校で看護師として働く**

医療的ケア児の学校生活を支える看護師

